

## 附属明細書について（案）

（第 4 回の保留事項）

### 1. 固定資産明細書

#### （1） 第 4 回の保留事項

- 増減理由の記載判断基準について、小規模法人の特例（例：資産総額の 2%）を設定するかどうか

#### 現行の学校法人会計基準における記載判断基準

贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の 1/100 に相当する金額（その額が ~~3,000 万円~~ を超える場合には、~~3,000 万円~~）（※）を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する

（※）取り消し線部分は前回検討会で削除する旨の同意を得た部分

⇒「資産総額の 1/100」と「3,000 万円」を比較し、小さい額が基準値となる

（例）①資産総額が 100 億円の法人

資産総額の  $1/100 = 1$  億円  $> 3,000$  万円 ⇒ 記載基準額は 3,000 万円

※3,000 万円の閾値を削除した場合、記載基準額は 1 億円

②資産総額が 1 億円の法人

資産総額の  $1/100 = 100$  万円  $< 3,000$  万円 ⇒ 記載基準額は 100 万円

#### （2） 第 4 回の主な意見（概要）

- 小規模法人の場合、固定資産の分母が小さいので、ちょっとした移動で 1% を超えてしまう可能性がある。規模の小さいところは固定資産の 1% ではなくて全体、2% ぐらいいただけるとありがたい。

#### （3） 修正案

案 1	増減理由の記載判断基準について、小規模法人の特例（例：資産総額の 2%）を設定する
案 2	増減理由の記載判断基準について、小規模法人の特例（例：資産総額の 2%）を設定しない

## 2. 借入金明細書 (資料 3 - 2 - 1 参照)

## (1) 第 4 回の保留事項

- 記載項目について、現行様式から「当期増加額」「当期減少額」を残すかどうか

## (2) 第 4 回の主な意見 (概要)

- 借入フローを表す明細表であれば、当期増加額と当期減少額の記載がある方が適当
- 当期増減があることで、法人の資金繰り情報がわかる
- 資金収支計算書から数字を転記する形となり、実務的な手間はそうかからない
- 期中に短期借入を繰り返している場合、当期増加額と当期減少額が大きくなり読者にミスリードを与えるおそれがある

## (3) 修正案

案	記載項目については、現行の学校法人会計基準同様に「当期増加額」「当期減少額」を残し、「期首残高、当期増加額、当期減少額、期末残高、返済期限、摘要 (資金用途等)」とする
---	--

## 3. 基本金明細書（資料 3 - 2 - 2 参照）

## (1) 第 4 回の保留事項

- 脚注 2 号の記載を修正する
- 基本金の記載例には組入と取崩を各号ごとに判断する考え方を反映するべき

## (2) 第 4 回の主な意見（概要）

- 改正基準の考え方が、基本金の取崩対象額、組入対象額のいずれか多い額をもって組入もしくは取崩とする平成 17 年第 1 号通知と変わらないのであれば、脚注 2 号や様式の書きぶりはその考え方を正確に表しておらず、「当期末残高」の前段に両方が記載されその差額である（組入か取崩か）が記載されるように修正してはどうか
- フローを表す部分は「組入高」「取崩高」ではなく「組入額」「取崩額」とした方が、他の書類との整合性が取れるのではないか

## (3) 修正案

案	脚注については以下のとおりの記載とする。 ※赤字は現行の様式からの変更部分
---	--

- (注) 1 この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
- 2 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、~~第 3 号基本金以外の基本金第 1 号基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の 100 分の 1 に相当する金額（その金額が、3,000 万円を超える場合には、3,000 万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。~~
- 3 要組入高の欄には、第 1 号基本金にあつては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第 4 号基本金にあつては第 30 条第 1 項第 4 号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
- 4 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。

- 平成 17 年 5 月 13 日 17 高私参第 1 号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に記載のとおり、基本金の組入額及び取崩額の計算は、現行基準第 30 条第 1 項各号の基本金ごとに判断する考え方は変更ない
- なお、様式については前回ご指摘を踏まえ、用語の使い方含め調査中のため、整理後に次回以降改めて様式を提示することとしたい